



全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住 5-25-14  
電話 03(803) 2328  
税理士荻野弘康事務所内  
会 長 荻 野 弘 康  
行 人 編 集 唐 木 明 雄  
発 行 人 唐 木 明 雄  
連 盟 本 部 広 報 部 長 唐 木 明 雄

五月八日東京税理士会の役員選挙が行われた結果、波多野重雄氏二、六七七票、添田正夫氏二、五四四票。一三三票という僅差ではあるが四年ぶりに青税連と政策協定した波多野氏が勝利した。

◎政策中心の選挙戦で勝つ

東京青税連では、東京税理士会の役員選挙に際し、

①税理士法改正については「基本要綱」を堅持する

②商工会等の顧問税理士制度は会員の合意を得て破棄させる

③付加価値税の創設には断固反対する

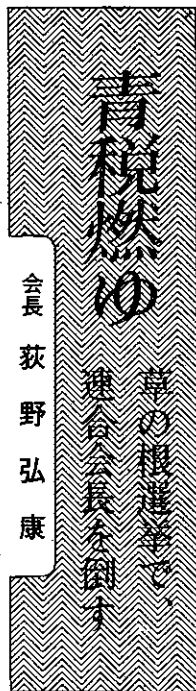
④会務の運営は、民主的に行うを骨子とする政策を「税理士会を明るくする会」のスローガンに各候補者に示して、署名により意思表示を確認した上で、選挙運動に突入したのである。選挙は、正に、政策中心に行われたのである。

青税連が人事派閥であったり、選挙母体であったとしたら、六五〇名の会員数で、二、〇〇〇名の

会員数を誇る桜友会、それに七〇〇名といわれる第一税協(公認会計士との兼業者)との連合軍に勝利する可能性は全くないといっても過言ではない。

青税連の会員数の四倍強の得票は、東京税理士会会員の良識派が、青税連の政策に共鳴し、賛成票を投じたとみるのが妥当ではないだろうか。

とくに桜友会は、二、〇〇〇名の会員数を擁しながら、二人の桜友会候補が一、四五〇票しか得票できず基礎票をも大きく下廻ったことは桜友会の掲げる「基本要綱」改悪や顧問税理士制度への加担などが、良識ある同会会員の鋭い批判を浴びたともいえるだろう。



会長 荻野弘康

選挙期間中、我々は、何回となく税務当局による選挙干渉を耳にしたものである。副署長から〇〇

◎民族自決は世界の潮流

に入られてくれといわれた、統括官から△△に入られてくれといわれた等々枚挙にいとまがない。

会員からの情報によれば、かなり具体的であり、即刻、抗議の申入れや電話をしたりしたが、当局は一応否定しているようである。若し、これらが事実であるとしたら、このまま放置しておくこと

人なのだから、勇気をもって、税理士会の針路を自決する仲間に加わり、輝かしい税理士制度づくりを一緒にやってみよう強く要望したい。

公認会計士の中にも一部、税理士会を植民地のように考えている不心得者がおり、これらが、桜友会の幹部と談合し、税理士会を混乱におとし入れているのである。

とまれ、僅差ではあったが、代理戦争は、民族自決に道を開いて終わりを告げたのである。本号の届く頃には、大阪の選挙戦も終わっているだろうが、青税連らしいスジの通った選挙戦を展開して貰いたいものである。

◎政策の実現に全力

東京で波多野会長が実現し、近藤昭三郎、増田昌弘両会員も副会長に当選し、

添田執行部の時は、一顧だにされなかつた青税連の主張にも、新執行部は耳を傾けてくれるだろう。勿論、われわれは、健全なる在野精神を堅持し、いうべきことはいい、正すべきことは、正していかなければならない。

波多野氏が、連合会長に当選

きる可能性は大阪次第だが、五分五分である。それにしても、東京で起きた民主化の波は、全国の税理士を勇気づけ、大きな広がりとなることであろう。われわれは、ポスト目当ての人事派閥ではなく、政策実現のために日夜活動を続ける政策派閥である。候補者との間にとり交わされた政策が着実に実現されるよう、協力を惜しまず、又、その姿勢の可否について従来同様、厳しいチェックを行い税理士制度の発展につなげていかなければならない。

◎日常活動の充実に全力を

東京青税連では、行政単位毎に部会を結成し、日常活動の充実に全力を注いできた。研究会、親睦会など会合の開かれぬ日はないといわれる位活発に活動した。

波多野会長実現の蔭に、東京青税連会員の情熱的な活動があったことを忘れてはならない。

東に西に、自ら車を運転し、手弁当で戦いぬいた開業早々の青年税理士一人一人の努力の集積が、波多野氏の勝利の原動力であった。波多野勝利に沸く選対本部で青年税理士の頬を伝わる涙は、真珠のように美しかったことを、全国の青年税理士に伝え、各地での奮起を切に願うものである。

**関心高い「顧問税理士制度」**  
 「商工会議所等顧問税理士制度」に対する税理士会々員の関心は誠に大きいものであった。

昨年暮もおしつまった十二月二十五日、我が全国青年税理士連盟は、この問題の重要性に鑑み、全国二万六千の会員宛に、リーフレット「われわれは押しつぶされる！」——官制税理士事務所の出現を許すな——を送付した。併せて署名ハガキ及び募金を訴えた。

わずか一ヶ月の間に、しかも年末年始という文書の雑多な時期に全国から、二、四〇〇の署名ハガキと、二二〇万円の募金が寄せられたのである。

およそこの種の訴えについてはなかなか反響が鈍いのが通例であったが、今回の呼びかけについては、極めて関心が高いことが立証された。

寄せられた署名の内訳を分析すると、全体に地方会員の関心が高いことがわかった。たとえば東北会などは青税連の会員数が五十一名であるがこの約倍に価する一一一名(全会員数の一一%)が署名をしてきている。

その逆に東京、大阪は青税連の会員数より署名数がやや少ないとい

う現象を起こしている。

しかし総じて云えることは、税理士が政府当局の云いなりになつて、その行政政策の一助を担われられることへの強い抵抗の現われとみてよいのではなからうか。

前後したが紙面をかりて、署名と募金に御協力いただいた諸兄に心から謝意を表する次第である。

**反対運動のとりくみ**

さてこの問題が大きくクローズアップされて以来、我が青税連は直ちに拳会体制で真険に検討をは

## 「顧問税理士」を撤回せよ

——反対署名・カンパの反響——

中小企業対策特別委員長 坂本稔男

はじめた。その結果、この制度が実現されるなら、事実上無料で税理士業務を行う強力な官立事務所が出現することとなり、我々一般事務所は破壊されることになる。また、この制度は税理士法違反を追及されることを恐れた商工会等がとつてつけた制度、実質的には名義貸し行為となる。逆にもし顧問となつた税理士が一生懸命業務をやるなら、自分の事務所が潰れるばかりか、薄給重労働の下請けとなるであろう。等々の点を指摘し、

昭和三十八年の三者協定(国税庁、青申会、税理士会の間で所得七〇万以下の零細業者を青申会がみるという協定)の二の舞となるので、直ちに白紙撤回するよう関係方面に強く訴えたのである。とくに一月九日(土)、沼津において、日税連・小企業対策失政糾弾! 商工会議所等顧問税理士制度反対緊急決起大会」を開催し、この問題が中小企業庁、商工会、商工会議所と日税連の間で暗黙のうちに了解されようとしてい

る事実をとらえ、ねばり強く調印を阻止するよう努力した。また全国から集つた署名をもつて、国会議員に陳情を行い、次年度以後の予算計上をせぬよう訴えた。同時に各地方自治体に対して、この制度の本質と我々に与える影響の大なることを訴え、予算の執行をとりやめるよう陳情を繰り返した。しかしながら、十二月二十一日に、日税連は商工会、商工会議所との間に、屈辱的な「了解事項」

の調印を行つてしまった。**屈辱的な調印内容**  
 この調印にあつて、日税連執行部はいわゆる歯止め策として守りの体制をとつたのである。この点がまず根本的に会員の期待を裏切つていたのである。  
 即ち、顧問税理士制度の賛否について「了解事項」は全くふれずこの制度が小企業者にとって有益なものであるかのごとく錯誤してゐる。云うまでもなくこうした制度は納税者国民の強い要請なくして成立し得ない。まして納税者の立場にあるべき税理士はそれを代弁すべきである。にもかかわらず、了解事項は大前提で屈服してゐる。もし仮に百歩譲つてこの制度を是としたとしても顧問となるべき税理士の選任方法の主導権を握つてゐるのは商工会側である。また指導対象者についても、原則として法人を除き、原則として所得二〇〇万円以下の者とするという。実務に携わる者ならこれらの原則がいかに机上のものであるか、即断できよう。  
 つまり専門家を愚弄した調印内容なのである。  
**裏切り先行した関信会**  
 日税連裏切りの先陣をきつたのは関信会(会長武田亨氏)であ

る。関信会は日税連が正式に機関決定をする以前に、すでに独自の協定に基づき(売上基準等による)顧問税理士制度を実施すべく準備しており、日税連が早く本調印をするよう働きかけたうたがいが濃い。一方日税連の機関紙「税理士界」は少くとも一般会員が見出しを見る限りにおいては反対の方向で取り組んでいるように見えた。  
 このへんがまことに奇々怪々である。日税連執行部も賛否両論に分れてゐたようである。  
 東京、大阪、名古屋実施せずともあれ、我々の強い反対の成果として、東京、名古屋、大阪、京都、兵庫等では、四十九年度の予算執行がなされず実施されていない。  
 これは我々の運動の大きな成果といつていい。また実施した各地においてもその方法はバラバラで統一を欠いてゐる。混乱はあちこちに生じてゐる。  
 我々はこの成果や事実をふまえて、次年度以後の予算化を阻止し、顧問税理士制度の白紙撤回を勝ちとり真に納税者と我々税理士のためになる制度を築いていかねばならない。

# 付加価値税創設を許してはならない

石 龜 邦 俊 (東京)

## 一、付加価値税登場の背景

昭和四十六年八月税制調査会は長期税制のあり方についての答申で、E・C諸国で実施されているE・C型付加価値税を「最もすぐれた制度」であると礼讃し、事実上その導入を勧告したのである。その後、反対世論のために一時立消えになつていたが昨年の四月大蔵省は昭和五十一年度より付加価値税を導入させたい旨を示唆してきた。その後機会あるごとに導入を示唆しており、導入が間近に迫ってきた事を感じるのである。これらについて、経済的な背景は、石油危機以来わが国の経済情勢が、減速経済、不況の長期化、インフレ等という経済の悪化により、税収は伸び悩み、昭和四十九年の税収不足が約八千億円、五十年の財源不足が約二兆円とも言われ、このような状況のもとで安定的な財源が確保出来るのは、一般消費税である付加価値税が最適であるという結論を引き出しているのである。しかし、反対世論も多いため、五

十一年度実施はムリという見方もあり、当面は、企業の優遇税制の洗い直しや、物品税の税率の引き上げや、公共料金等の値上げ、赤字国債の発行等によると思われが、最終的には、それも近い将来、付加価値税の導入が考えられている。

## 二、付加価値税のもたらす影響

既に消費税は、昭和四十八年三月ヨーロッパに付加価値税視察団の派遣、昨年四月ヨーロッパ税理士制度視察団の派遣、本年三月には「付加価値税とあなた——おそいかかる天下の悪税——」というパンフの作成と種々付加価値税については十分な研究を重ねている。そこで付加価値税が導入されると、国民、中小企業、税理士等にどのような影響をもたらすか、ヨーロッパでの例でも明らかになるとは次のようである。

- (1) 物価の高騰を招き、国民生活を圧迫する。
- (2) 税負担の逆進性が強まる。
- (3) 中小企業の税の完全転嫁が困難

である。  
(4) 大企業と中小企業と間に格差がますます広がる。

(5) 企業間信用の高い我国では付加価値税の前払により資金繰りを圧迫する。

(6) 記帳義務の強制と事務負担が著しく増大する。

(7) 不公平な推計課税がとり入れられる。

(8) 国犯則取締法(国犯法)の適用による税務調査が行なわれる。

(9) 付加価値税の調査の際、国犯法の適用により税理士の立合権がなくなる。

## 三、付加価値税制への布石ともいわれる顧問税理士制度

この顧問税理士制度は、四十八年九月十一日自民党の中小企業基本政策調査会が発行した「小規模事業対策の抜本的強化について」引き続き同年十一月三十日自民党の零細小売商対策小委員会(塩崎潤委員長)が発行した「小規模事業者の納税協力促進のための税制及び税務執行改正試案」いわゆる「塩崎試案」に端を発している。

これは商工会等に経営指導員、記帳指導員、顧問税理士を置き、零細企業者を国家的な立場で記帳慣行を確立させようというもので、

いわゆる官制税理士事務所誕生と騒がれたものである。その他、「塩崎試案」によると、青色申告の要件を大幅に緩和するとか、各税法の質問検査権は原則として廃止するというもので、これらの美名の影に恐しい国犯法の適用があることに注目しなければならぬ。従って付加価値税導入への準備といえるのである。

## 四、税理士制度に与える影響

税理士会の内部では賛否両論があることは周知の事実である。その賛成論の一部に職域拡大論と結びつけている会員がいるが、その論拠の背景に、税理士会を税務行政の補助機関化を前提としているところが大きな問題である。たしかに複雑計算事務に迫りまくられ

多忙になることは想像されるが、代書屋的な存在となり、申告納税制度に基づく税理士制度の後退をもたらす結果となり、ひいては将来の税理士法改正にも大きな影響を与えることは必然である。

## 五、今後の運動のあり方

付加価値税は最終消費者に全額転嫁される仕組みからみて、国民的立場で反対するとともに、税の専門家である税理士が幅広く訴えて行くことが急務である。既に、地方議会、中小企業団体等も統々反対決議をしている。我々青税連は本年三月二十七日日税連に先がけて、国会に向けて陳情をした。これからは、労働団体、消費者団体等にも呼びかけて反対運動を展開する時期であろう。

## 全青税奈良大会、要旨決る

全青税第五回理事会(五月二十五日・大阪)で、来る第八回定期議員総会Ⅱ奈良大会Ⅱの概容が、次の通り発表された。

### ▲計画概要▼

- ・予定期 昭和五十年七月十三日(日)~十四日(月)
- ・場所並びに行事
- ①総会及びシンポジウム、奈良文化会館、②レセプション

及び宿泊、奈良ホテル、③会員懇親会、奈良ホテル  
・その他 行事終了後、奈良の観光地めぐりがあり、統一コースは「日本のふるさと、古代の遺跡と万葉の故地をたずねて」として、奈良・飛鳥の里、石舞台古墳、高松塚等を訪れるバスツアーで、著名な講師が同伴して、古事来歴を解陳してくれる。

暴政への批評

全国に展開された役員選挙は大坂を除いて殆んど終了し、東京、名古屋では波多野・加茂両氏が当選した。とりわけ東京会・添田会長の敗北は日税連の会長でもあることから、極めて意義深いものがある。代った波多野氏は言うまでもなく四年前、日税連の商法対策委員長として業界史にその業績を残したことは知られる通りであり、制度のビジョンも添田氏との差異を明確にしている。これが信任されたことは、日税連への不信・痛烈な批評に他ならないのである。

税理士業界が現在、二者択一の岐路にさしかかっていることは誰の目にも明らかである。過去、我々は暗中模索と試行錯誤を経て、国民的視野から納税者の權益擁護を制度確立の基盤とした税理士法改正基本要綱を明らかにしたが、その矢先、日税連は会長交代から変質、木村前会長は積年の商法運動を惜し気もなく収束して大幅な後退に道を開いた。続いて添田会長は、顧問税理士制度の悪しき誕生を許し、税理士はいよいよ窮地に立たされたのである。

顧問税理士制度の実現が、今国会で鮮明化した付加価値税の前触

れであることは、今となっては繰り返すまでもない。この税制の導入で、税理士制度がどれほど打撃を蒙るのか、その末路がいかにかげられぬのか、納税者の立場からわれわれは日税連へ警告を重ねてきたが、黙殺され果てはあらぬ批難をさえ浴びせられて今日に至った。税制の変動は、社会・経済、それ故に政治の指向と関連しており、大袈裟でなく税理士は最大の難路に直面しているのである。

だからこそ、われわれはあらゆる

張 主  
日税連の刷新を  
訴える

修正しなければ改正は不可能というのであるが、このような単に改正を目的とした妥協論は、むしろ改悪に加担するものであって厳しく対決し排除してゆかねばならぬ。法改正の要望は最早業界のコンセンサスであり、逆らえぬ現実であるほど、これからは安易な妥協や悪質な論理のすり替えにより、「基本要綱」の退歩的な手直し論が抬頭してくることが予想されるのである。

東京・名古屋の選挙結果で、こ

る中傷と妨害にめげず、業界の危機を声を限りに訴えてきたのである。顧問税理士制度の反対署名とカンパの運動は全国に大反響を巻き起し、今回の役員選挙への世論を喚起したことは確かであった。

日税連の再建が急務

会員を軽視し、更には無視させた日税連の暴政から、業界には処理し解決すべき問題が山積している。日税連の体質も一朝にして変革するものではない。税理士法の改正にしても、「基本要綱」一部修正の声が一部に高いのである。

うした危険な傾向を歯止めしたことは成果である。これを日税連再建の好機とし、全青税は所属の単位会において、日税連の理事選出とその動向に注目し、強力な働きかけが求められてくる。

税理士締め付け論が登壇

今回の選挙でも当局の不当な干渉が糾々され、東京・大阪では不干渉を当局に申入れている。東京の投票結果を副会長選に見ると、全青税の会員二名、官界出身二名、公認会計士一名であり、そのまま東京会の勢力分布図を示すも

のとなつてゐる。全国での分布も大差なく、年々、官界特試は増強の一途を辿り、それが業界への不当な干渉を導入することになってゐる。税理士法の改正でも実現を迫る段階で、恐らく運動の制禦・方向転換装置として、危険な引金を引きかねないことは、商法運動から考えられるのであり、この対策が不可欠の要件である。

一方、こうした業界内部とは別に、すでに政府・与党の税制調査会の副会長(藤井勝志代議士・自民)は「正しい納税を確保するための方策について」という小論で「税理士会及び税理士の締め付けを断行する必要がある」と断言しているのである。これは付加価値税の早期実施を唱え、その施策の一つとして書かれた一文の引用だが、彼らの付加価値税への並々ならぬ意欲が窺える。同時にこの税制が、税理士の制度に及ぼす決定的影響、行政下請化を示唆しており、一代議士の小論ではあるが、税調の副会長という立場を考慮すれば、黙過出来ぬものである。

このように事態は逼迫しているわれわれは選挙結果に甘んじることなく、日税連の再建と強化を目標し、総力を投入しなければならぬのである。

第三次  
ヨーロッパ  
税制視察団  
募集!

一昨年、昨年につぎヨーロッパの税制をひろく識り、我々の運動と業務に役立つようこのたび第三次ヨーロッパ視察団を募集することに決定しました。

オランダ、西ドイツ、フランス、オーストリー、イギリス、イタリア、東ドイツ等の国々を四人一組のパーティーを組んで詳しく視察します。

視察先は、先方の会計事務所、大蔵省、税務署、中小業者等で、今回はとくにヨーロッパ諸国の税務行政を中心に、税理士制度と付加価値税の総仕上げをすることになります。募集人員は三十名程です。

日程は八月二十五日(月)羽田発、帰りは九月七日(日)でちょうど二週間にあります。

詳しい旅程、費用等は別に御案内を出しますが、問合せは東京の湖東までお願いします。

☎ (03) 三七一一五五七一



をして、原告等一般税理士が無能であるかの如く信ぜしめて、原告等一般税理士を離反させて、原告等との顧問契約を解約させ、その後間もなく税理士となつて、右納税者との間で、顧問契約を締結し、或は税理士となつた上司又は同僚との間で顧問契約を締結させ、以つて原告等から顧問先を奪取している。

三、納税者が、税務署退職後の特試税理士の勧誘により、それらの者と顧問契約を締結しても、原告等一般税理士の能力を認め原告等を理解して、原告等との間の顧問契約を解除しない場合がある。この場合には、顧問先には、原告等一般税理士と、税務署退職後の特試税理士の双方が顧問先の租税事務に関与することになる。

これは、原告等が既に述べた二階建、三階建といわれるものである。両者は、税務処理につき、その能力、見解が異なり、些細なことから意見の対立をきたし、業務につき、著しい支

障をきたしている。

右二階建、三階建の顧問先の税務処理については、原告等一般税理士の外、税務署退職後の特試税理士がそれに関与しているので、対税務署等との税務折衝については、原告等一般税理士は無視され、特試税理士が税務署在職中の上司、同僚、部下と面識があり、顔がきくといふことで、その衝に当たっている。

原告等一般税理士は、特別試験より競争率の激しい難関である一般試験に合格して税理士となつたものであり、特試税理士よりも、税法通達等の解釈適用及び事実の認定に於いて優れているものと自負して居り、税務署に対する折衝も適切効果的になすことができ、且つそれをなしてきているのに、特試税理士によりその職域を侵害されて経済的損害を蒙っている外、精神的にも侮辱をうけている。

さらに原告等一般税理士は、二階建、三階建になつた当初に於いては、顧問料について特に問題とならな

くとも、時を経るに従つて、顧問先が、二重、三重の顧問料を支払っているがため、顧問料の負担が過多になり、その値上げを求めても容易に応じてくれず、この点でも、原告等一般税理士は著しい不利益を蒙っている。

四、

国税等に関する行政事務に従事していた公務員で税理士となつたものは、離職後一年間は離職前一年内にあった職の所掌事件につき、税理士業務を行つてはならないこと法の定めるところである。(税理士法第四二条)ところが前述の如く、特試税理士となつたかつての税務署等職員は、税務署等の在職中に關与していた職務につき、納税先に働きかけ、更には、悪質な手段を用いて、顧問先と納税事務に關する顧問契約を締結し、右法律違反の行為をなしている。かかる違法行為の横行は、税理士に対する社会的・道義的非難となつてあらわれ税理士としての品位と信用を甚だしく傷つけるものである。

原告等一般税理士は、かつての税務署等の職員であつた特試税理士のかかる不徳義な行為によつて精神的苦痛をうけている。

五、

原告等は、大阪合同税理士会に所屬している一般税理士であるところ、右の状態を深く憂慮していたが、更に、昭四四六年一〇月一六日頃、日本最大の高利貸である株式会社日証の脱税事件が摘発され、右日証の顧問税理士がいずれも税務署長をなしていた資格認定(特試の前身)税理士であり、脱税事件の補助の疑いまでかけられる事件が発生するに至つた。そこで原告等は税理士の品位・信用の保持のため、他の税理士とともに、昭和四七年六月、大阪合同税理士会の理事会に綱紀規則の一部改正案を提出した。その内容は「①国税又は地方税に關する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員であつた会員は離職後二年間は、その業務の内容について、別に定める様式により三カ月ごとに本会に届出なければならぬ。②国家公務員法第一〇三条第三項、及び税理士法第四二条但し書による承認をうけた者は、前項の届書に承認書の字を添付しなければならぬ。」といふものである。

この提案は理事会に於いて採用が可決されたが、同年六月二一日開催された第八回定期総会においては特試税理士の策動によつて總會定足数不足となり、不成立とされた。このように特試税理士は自らの利益のため、税理士会の正しい運営を阻害しているのである。かかる特試税理士の処遇は、税理士法を遵守しようとする原告等一般税理士の名譽と信用を毀損するものである。

六、

このよう原告等の營業權(營業的利益)や人格權(人格的利益)の侵害は税務職員特試税理士の個別的な不法行為と評価するのでなく、税務職員に容易に税理士資格を与える特試制度の必然的・不可避的産物といふべきである。特試制度がなければ、原告らに対する繼

統的な不法行為は起り得ない。そして特試制度を差止めることによってのみ、原告らへのこれら侵害を防止することができるのである。

第二、原告らは被告らの実施する特別試験内容の不合理性、一般試験との極端な差別性について次のとおり陳述する。

一、被告らは特別試験は「税務実務の経験に富んだ者のその実務経験に着目し、これを正しく評価した相応の試験制度である」という。しかし、特別試験は被告らが税理士に必要であるとして主張する「税法並びに会計に関する専門知識や豊富な実務経験」を判定し、税理士資格を付与するか否かを決定するにふさわしい試験でないことはその出題内容を検討すれば明らかである。

二、試験問題の難易の程度について

被告らが釈明により明らかにした昭和四八年度特別試験問題を例として検討する。なお税務職員にとって

は会計学を主とした科目で試験がなされるから(会計学四問中二問が必須選択科目)、会計学の難易は重要である。

以下、一般試験の会計学との比較をしつつ、その難易の程度を明らかにする。

(一)昭和四八年度特別試験会計学問題について

第一問と第二問は簿記の問題であり、その簿記問題の難易の程度の判別については権威のある検定制度が存在し、比較が容易であるのでこの問題を例にとって比較しその問題の程度を明らかにする。

ちなみに簿記については商工会議所簿記検定試験があり、試験の科目や程度について一級ないし三級に級別されている(別紙(一)、商工会議所簿記検定試験規則)。

なお、税理士法五条一項一号の選定による右検定試験一級合格者には税理士試験委員の認定により税理士一般試験の受験資格が認められている。

以下、昭和五〇年版明解簿記(国元書房)の問題集との類似問題を比較してみると以下

のとおり、特別試験の問題は、全体として簿記三級程度の問題である。

第一問は、三級一〇〜一一頁記載の練習問題「一五六」「一六六」と類似している。以下同様

第二問(一)は二級二九頁

練習問題「二五」に類似

第二問(二)は三級六六頁

練習問題「一〇」の(二)に類似

第三問(一)は三級六三頁

練習問題「九九」の(四)に類似

第四問(一)は三級三九頁

練習問題「四九」に類似

第五問(一)は三級四〇頁

練習問題「五三」の(三)に類似

第六問(一)は三級六五頁

練習問題「五七」の(二)に類似

第七問(一)は三級一七頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

第八問(一)は三級八六頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

第九問(一)は二級一三頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

第十問(一)は二級一三頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

第十一問(一)は二級一三頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

第十二問(一)は二級一三頁

練習問題「二〇」の(一)に類似

記問題は商業高校一年生の学力程度である三級商業簿記程度

級商業簿記は、小企業経営者間、あるいは一般記帳係間の基礎的・初歩的簿記と言われている(別紙(一)参照)。

それに対し昭和四八年度一般試験簿記論は先の日本商工会議所簿記検定の一般商業簿記程度の問題であって、質・量共に特別試験問題とは比類にならない(別紙(三)問題 税理士試験受験の手引一〇四頁による)。

(二)税法問題について

税法科目については前記のようなランク付はできないが、特別試験は設問が個別具体的で計算問題も短答式に近いものとなっている。しかるに一般試験の場合、理論問題の場合は法律条文を十分に理解記憶することが要求され、計算問題では全般的な法律知識と高度な計算能力が要求される。そして何よりも、問題を読むだけで数十分かかるボリュームの大きさが、一般試験を困難なものとしている。(別紙(三)問題前掲手引一七四頁、二一九頁、二五一頁による)

三、このように筆記試験問題の程度は税理士に対する専門知識を判定するにはレベルが低

すぎ、前記のとおり一般試験者には検定一級合格程度が要求されるのと比較すると極端な差別であり、被告らが税務職員に相応する試験と抽象的に述べている試験の実際の中味は「税務職員のために特別に合格を容易にした試験」といえるのである。高度の専門知識や実務能力があるか否かをこの特別試験が判定しえるとする被告主張はこの一事を見ても根拠のないものである。特試制度は税理士法の期待する税理士資質さえ担保しえないと言わざるを得ない。

いま お申込みいただきますと カラー印刷の 8月号からお届けします

——先生の事務所と顧問先を結び——

『税経月報』をご利用ください。

■お申込は

(有) 税経月報社

〒112 東京都文京区関口1-10-18  
TBL 03 (268) 0570 (代)

# 税率をめぐる

## 若干の問題点

奈良大会 シンポジウム・テーマ

武山 和正 (名古屋)

1 昭和49年度税制改正により法人税第66条第1項は改正され、わが国の法人税の基本税率は40%に引上げられた。

ちなみに、米国のそれは48%とされている。この実定法上の根拠は、米国内国歳入法(I・R・C)第11条により、通常税率(Normal Tax) 22%および特別付加税率(sur tax) 26%合計48%とされている。

もっとも、同法第11条(d)項では、課税所得年2万5千ドル(邦貨換算7百万円)までの部分につき、特別付加税率の免除(Surtax Exemption)を規定している。

これに対して、わが国の改正法人税法第6条第2項においては、資本金一億円以下のいわゆる中小法人については課税所得年700万円以下の金額については(前項の基本税率40%の規定にかかわらず、法人税率を28%とする)と規定

している。

規定の仕方は、若干異なるけれども、日米の税率区分は、年700万円に対して同25、000ドル(邦貨換算700万円、前出)と同一の水準に達したものであることができる。

2 さて、本稿においてとくに指摘したい第一の問題点は、前記の税率の高低の差である。

日本	40%	中小法人 (年70万円以下)	28%
米国	48%	(年2.5万ドル以下)	22%
差引	8%		
△			
		差引	+6%

日米の税率を単純に比較してみると、中小法人の場合年七百万円超の部分に対しては日本は8%低く、同七百万円以下の部分に対しては逆に6%も重いのである。

中小法人に対する配慮が、米国内に比較して、わが国ではよほど立ち遅れているのではあるまいか。勿論、この指摘は、米国の連邦

法人所得税とわが国の法人税の税率の単純な比較に基づくものであることは断わっておかなければならない。

諸外国における法人の実効税負担水準は、統計上、現在、米国、52・68% 英国、52% フランス50%・西ドイツ49・05%と発表されている。

わが国における既往の負担水準は、45・04%とされていたが、今回の昭和49年度改正により、法人の実効税負担は、49・47%に引上げられたことになった(配当割合30%とした場合)。

3 昭和49年度税制改正では、法人税法改正と並行して、所得税において課税総所得金額2千万円以下の部分について税率を適用する所得階級区分をおおむね15倍に拡大することにより累進税率の緩和が図られた。

たとえば、課税総所得金額一千万円では、従来の負担税率33・16%から昭和49年度分同27・33%、同二千万円では、従来の負担税率39・70%から昭和49年分33・72%へと引下げられた。

したがって、適用累進税率で見ると、年6百万円を超える部分にはじめて中小法人税率すなわち30%が適用されることになった。

一方、負担税率で見ると、課税総所得金額7百万円の場合では、22・2%弱に対して、中小法人の課税総所得金額7百万円に対しては28%となるのである。

このように、所得税の税率引下げにも拘らず、中小法人の軽減税率を引下げず従来通り据置き、税率適用区分の従来300万円以下を前記のように同700万円以下と引上げるにとどまった。

この点が昭和49年度税制改正の公平を欠く一つの要素となった。4 中小法人の軽減税率は、予想された所得税の税率緩和に対応して

若干の引下げが行われることを税制の公平上当然期待されていたのであったが、このように適用税率区分の変更にとどまり結局、軽減税率そのものは据置かれて引下げは実現しなかった。

この点を第二の問題点として指摘したのである。

法人税と所得税との相関性は従来、種々議論されているが、実定法上若干の混乱があり、財政理論上も帰一しない現状にある。

わが国においては、法人に対しては当初、営業(収益)税のほかその所得は、長く所得税中の第一

《表 法人関係税の税率と実効税率との推移》

区 分 科 目	49年度改正前		49年度改正後	
	表面税率	実効税率	表面税率	実効税率
法 人 税 (国税)	課税所得に対して 留保分 36.75% 配当分 26%	29.93%	課税所得に対して 留保分 40% 配当分 30%	33.04%
道府県民税 法人税割	法人税の 5.6%	1.68%	法人税の 5.2%	1.72%
市町村民税 法人税割	法人税の 9.1%	2.72%	法人税の 12.1%	4.00%
法 人 事 業 税 (道府県税)	課税所得に対して 12%	10.71%	課税所得に対して 12%	10.71%
計		45.04%		49.47%



# ING の 組 織 拡 大

## 駿河青年 税理士クラブ 結成さる！

— 代表幹事に藤曲君 —

種所得(普通所得に対し5%、超過所得に対し、資本金の10%を超える金額4%、同20%を超える金額10%、同30%を超える金額20%清算所得5ないし10%—旧所得税法大正9年法律第11号)として取扱われてきた。

昭和15年の税制改革により、はじめて、独立の法人税が生まれ、完全なドイツ式課税(法人とその株主を別個の担税主体と見る立場)が行われるようになった。ところが、シャウプ勧告により昭和25年からはイギリス式課税(法人の所得といっても実は株主

の所得に過ぎず別個の担税主体が存在しているわけではないと見る立場)に転じ、法人税を課した以上は、その法人から受ける配当に對しては再び課税しないという方針をとるに至り、細部の改正を経て今日に至っている。

5以上指摘した問題点に鑑み、中小法人の軽減税率に対する改正は早急に行うべきであると考え、現行の28%はすべからず22%まで引下げのべきである。なお付言すれば、所得税の税率引下げに際し、中小法人の適用税率区分の金額を変更するに留め、

軽減税率そのものの引下げを実施しなかつたことは看過すべからざるもので、税制の公平上問題を投げかけたものといわなければならぬ。

派生的問題としては、租税特別措置法第25条の2に基づくみなし法人課税の特例に關しても上記問題点に触れる不公平を及ぼしているものといふべきである。特に、みなし法人課税の特例は所得税と法人税の両体系にまたがった税制とも言えるため、一つの特異な立法上の配慮を要するものといわなければならない。

さまざま、全国青税連への理解も大いに深まってきた。

現在、二十三名の会員があり、本日出席も十八名とかなり良好である。

年令も27才から76才まで、幅も広く、しかも、和気合々としており、団体結成に自信を持った。私自身、青税連に制度問題での理論武装を求めてきたし、沼津地区で行われた「顧問税理士制度反対緊急決起大会」に参加した若手会員からも「クラブ」結成の声が上り、大変やりやすかった。

東海税理士会に新風を捲き起こすべく、努力したので、全国青

▲注1▼ 実効税率の計算方式は次のとおりである(改正後の例)  
(1) 法人事業税は、次期の損金に算入されるため、当該年度の課税所得を、法人税控除前に引きなおす。

$$\frac{\text{所得} + \text{法人事業税}}{1 + 0.12} = 89.29\%$$

(2) 法人所得のうち70%が留保され、30%が配当されると見込む。  
(3) 従って、法人税の実効税率は次のようになる。

$$\begin{aligned} & 89.29\% \times 70\% \times 40\% \\ & + 89.29\% \times 30\% \times 30\% \\ & = 33.04\% \end{aligned}$$

(4) 地方税の実効税率は、それぞれ次のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{沼津市町税} \\ & 33.04\% \times 5.2\% = 1.22\% \\ & \text{市町村民院法人税割} \\ & 33.04\% \times 12.1\% = 4.00\% \\ & \text{法人事業税} \\ & 89.29\% \times 12\% = 10.71\% \end{aligned}$$

税連の皆さんの温い御支援を切にお願いしたい」と決意を語っておりました。

又、当日来賓として出席した荻野会長は、「研究と親睦の日常活動を大いに活発にやってくれた。同時に、それだけで終るのでない。同時に、それだけで終るのでない。同時に、それだけで終るのでない。同時に、それだけで終るのでない。

活発な日常活動で育んだ人間関係(團結)を基として、クラブ結成の目的である税理士制度の発展に結びつけて欲しい。

東海税理士会の現状をみると、必ずしも、制度問題で正しい方向を目指しているともいえない面も多々あり、クラブの会員が青

税活動の中から理論武装し、東海税理士会を動かす原動力となつて欲しいと思う。

税理士会の民主的な改革なしに制度問題での勝利を得ることは極めて困難である。旨の祝辞と激励の挨拶をしました。

結成式のと懇親会に移り、ノド自慢や、業務上の懇談やら午後九時ごろまで楽しく話し、散会しました。

当日は参加者のほとんどが宿泊し、マージャン組、二次会組と別れ、夜を徹して語り合ったのです。駿河青税の発展を祈る。(湖東)

会員の増加が著しく、団体加入も時間の問題とみられていた静岡東部地区に、5月10日駿河青年税理士クラブが結成された。

結成式は大幅に遅延したが、連盟本部から荻野会長、後藤副会長、湖東総務部長三名がクルマで駆けつけた。クラブの目的は、税理士制度の発展・研究と親睦の三本柱からなり、全国青税連発展の一翼を担っていくこととなった。

代表幹事に選任された藤曲君は「当初二、三人しかいなかった静岡東部地区であったが、あらゆる機会をとらえて組織拡大に努めてきた。近年・若手会員の増加が目

期待されている。当日は国鉄ストのため



全青税  
お国  
めぐり

# 日本のふるさと奈良

—古代のロマンを万葉の野山  
にみる— 池田 稀信 (奈良)

芋植えて鏡掘り出す大和かな—  
という江戸時代の俳句がある。い  
かにも大和、奈良の土地柄を表現  
しているものと思う。  
今年の代議員定期総会は、日本  
のふるさと奈良で七月十三、十四  
日と開かれるが、今回は、この  
「お国めぐり」で七月十四日予定  
のエスカッションについてご案内  
を兼ねたいと思う。

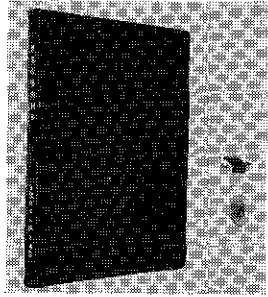
奈良といえは修学旅行等で一度  
は猿沢の池や大仏殿を訪れたな  
つかしい思い出もあろうかと思う  
が、奈良、大和は、縄文、弥生の  
文化のあけぼのから、古代統一國  
家へその国造りにまつわる幾多の  
抒事詩とその遺構、仏教文化の輪  
入と天平の仏たち、さては万葉び  
との心情が生きている万葉故地の  
野山のたたずまい。

いづれも自然と古文化が融合し  
ている点が「大和らしき」で、一  
木一草が歴史を語る全県全域が観  
光地であり、その楽しみ方もそれ  
ぞれに分れて広範で、そのいづれ  
もが短い期間では十分紹介出来な  
いのがホスト役の地元青税の悩み  
である。  
しかしお互い日頃の数字とのに  
らみ合い、顧問税理士問題、付加  
価値税問題も忘れ、老樹枝を交え  
芝生のほりつめた春日の森には、  
天平の昔を物語る東大寺、興福寺  
の建物がそびえ、朱塗りの春日大  
社の社殿には縁が映え、千余の鹿  
がゆうゆうと遊ぶ景観だけは一様  
に満喫願えることと思っている。  
さて、奈良の一年は宗教的起源  
をもつ古い伝統的行事と祭礼にふ  
たを明け、しめくられる。  
凍てついた冬の夜空を、紅蓮の  
炎につつまこむ若草山山焼き(二  
月十五日)、やがて東大寺二月堂  
のお水取り(三月一〜十四日)が  
奈良では春をつける。これから一  
せいに、奈良での幾多の古刹の行  
事が続き、五月十一〜十二日の興  
福寺新能と十四日当麻寺練供養、  
十九日唐招提寺のうちわまぎが春  
の終りをつける。奈良の行事、祭  
礼はやはり春が多く、また見事で  
ある。

この薪能は、興福寺の南大門跡  
の芝生に大きい敷板を敷きつめ、  
舞台の四隅には青竹が立ち、それ  
に連ねて縄を張り「薪御能」の  
高提灯が立っている。舞台の正面  
左右には薪をたく火床が吊され  
て、黒い法衣をからげ白頭巾姿の  
僧兵達が控える。やがて鼓の音も  
冴え、渋い地謡が流れて夜の更け  
るのを忘れる。夜空に映えるかが  
り火に、能面が浮彫され夢幻の世  
界に誘う情景も是非紹介したいも  
のの一つである。  
時間が許せば是非飛鳥路へ足を  
のばし、古京の伝称地を訪ねれ  
ば、田畑の中にはぽっかりと古代の  
巨大な石造遺跡に出くわしたり、  
古代の英雄や歌人が恋歌を交した  
故地では、しばしば古代のロマンに

夢を誘う場所も数多くある。但し  
万葉集や日本史六〜八世紀につい  
ての簡単な予備知識を用意すれば  
尚夢ははてしなく楽しいものとな  
ろう。この辺りはまだ開発の手か  
ら守られている。又ついで乍ら、  
この奈良県の一部では税務行政上  
「税務指導連絡協会」と称する会  
が設けられ、この内に税理士会員  
も組織に組入れていることから、  
税理士制度上の諸問題を引き起  
し、これに大青税奈良支部の青  
税の面々が税理士制度擁護の為  
に取組んでいることもお伝えした  
い。  
ともあれ七月に、全国青年税理  
士諸兄のお越しをお待ちしており  
ます。

## ☆ 研究の成果 ☆ 業務改善資料集



全青税の活動も本年度八年目を  
数えるが、制度面での活潑な運動  
と併行して、会員の業務改善に多  
大な貢献を果して来た。その集大  
成とも言ふべき、業務改善資料集  
(写真)が完成し、盟友ばかりで  
なく、広く一般会員にも好評を得  
ている。勿論、これからも、改  
善資料の開発に務めるが、すべて  
この資料集に集録できるよう、ス  
タイトルも加除式になっており、大  
変便利である。